法規的告示

○総務省告示第三百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二十一日

総務大臣　村上誠一郎

	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
(一)	政党の支部 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第16支部	後藤　斎	六、(令和)一二、二七
(二)	その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） 政治団体の名称 大津綾香後援会 水素で国民の健康を守る会 ゼロの会 柳桃会政治経済研究所	代表者の氏名 小林　宏 田中　聖二 田中　聖二 栗林　功	解散年月日 六、(令和)一二、三一 六、一二、三一 六、一二、三一 六、一二、三一

○財務省・農林水産省告示第二十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十一日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛

償還期限	利率
九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛